

①

訪問販売による 一切の勧誘・契約締結を お断りします。

これに違反した業者は
消費生活センターに
通報します

消費者ホットライン
0570-064-370



全国消費者行政ウォッチねっと

②

●当世帯の全居住者は、訪問販売の形態による一切の商品・権利・サービスについての販売・提供の勧誘をお断りします。

●訪問販売の形態による一切の売買契約・役務提供契約の締結についても拒否します。

●この表示により、特定商取引法三条の二第二項の「訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示」したこととなります。

●したがって、この表示に反して勧誘行為を行った場合には、同法に違反する違法行為となります。その場合には同法7条・8条に基づく行政処分（指示・業務停止）の申立を行いますのでご注意ください。



③

以下の事業者さんについては訪問販売による勧誘を例外的に承諾します。